

## 荷主に係る措置

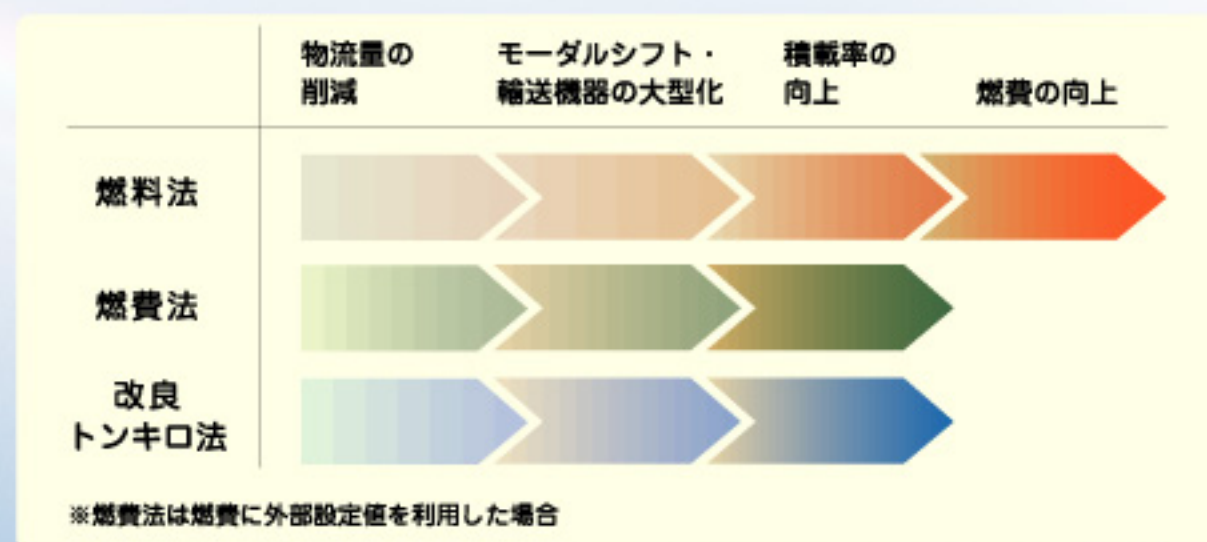
「荷主」とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者へ輸送させる者とされています。今回の省エネ法改正により、全業種を対象として、自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している量（自ら輸送している量も含む。）が3000万トンキロ以上の者が特定荷主として指定され、モーダルシフト、営自転換の促進等の観点から省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等が義務付けられる見込みです。

なお、荷主に係る措置に関しては、特定貨物輸送事業者以外の中小の貨物輸送事業者であっても、荷主との関係で事実上協力を求められる場面があり得ます。

## 荷主のエネルギー消費量算定に当たって留意すべき事項

エネルギー消費量の算定にあたっては、本来燃料使用量から求めるのが最も正確ですが、荷主は輸送機関を直接運用する主体ではなく、燃料使用量データの把握が困難であるため、燃料使用量から算定するいわゆる燃料法だけに依存することはできません。

このような特殊性を踏まえ、改正省エネ法においては、算定におけるデータ把握等の難しさに配慮しつつ荷主の取組として積載率向上が重要であるとの認識から、精度を確保し、削減効果の反映が可能となるよう、燃料法、燃費法及び改良トンキロ法を採用することとします。ただし、改良トンキロ法の利用にあたっては、積載率の把握が困難な場合の見なし積載率を設定します。



なお、算定方法の選択にあたっては、荷主、輸送事業者双方の作業負荷等について十分配慮し、荷主や輸送事業者によるデータ提供が可能（現実的に採択可能）な方法を採用することが必要であり、一方の当事者のみの意向に基づくものとならないよう、双方が十分な意思疎通を図ることが必要です。

## 今後のスケジュール

- 平成18年4月1日 改正省エネ法施行  
4月～ 輸送事業者からの平成17年度末の輸送能力に係る届出  
特定輸送事業者の指定
- 平成19年4月～ 荷主からの平成18年度の輸送量に係る届出  
特定荷主の指定  
省エネ計画、定期報告の提出（特定輸送事業者）  
省エネ計画、定期報告の提出（特定荷主）

### 連絡先

北海道運輸局	交通環境部 環境・安全防災課	
〒060-0042	札幌市中央区大通西10 札幌第2合同庁舎	Tel. 011-290-2724
東北運輸局	交通環境部 環境・安全防災課	
〒983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	Tel. 022-791-7509
関東運輸局	交通環境部 環境・安全課	
〒231-8433	横浜市中区北仲通5の57 横浜第2合同庁舎	Tel. 045-211-7267
北陸信越運輸局	企画部 環境・安全防災課	
〒950-8537	新潟市万代2の2の1	Tel. 025-244-6116
中部運輸局	交通環境部 環境・安全課	
〒460-8528	名古屋市中区三の丸2の2の1 名古屋合同庁舎第1号館	Tel. 052-952-8045
近畿運輸局	交通環境部 環境・安全課	
〒540-8558	大阪市中央区大手前4の1の76 大阪合同庁舎第4号館	Tel. 06-6949-6466
神戸運輸監理部	総務企画部 企画課	
〒650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	Tel. 078-321-3473
中国運輸局	交通環境部 環境・安全防災課	
〒730-8544	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	Tel. 082-228-3495
四国運輸局	交通環境部 環境・安全防災課	
〒760-0064	高松市朝日新町1の30 高松港湾合同庁舎	Tel. 087-825-1173
九州運輸局	交通環境部 環境・安全課	
〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2の10の7 福岡第2合同庁舎	Tel. 092-472-2330
沖縄総合事務局	運輸部 企画室	
〒900-8530	那覇市前島2の21の7	Tel. 098-866-0064
国土交通省	総合政策局 環境・海洋課	
〒100-8918	東京都千代田区豊が岡2-1-3	Tel. 03-5253-8264

なお、国土交通省のHP (<http://www.mlit.go.jp/>) においても関連情報を随時掲載する予定です。



国土交通省

アクセルをそっと踏んで、「ふんわりアクセル[eスタート]」。地球に優しい運転を。